

Osaka Metroの方針・規程の体系

Osaka Metroでは、安全を確保するための基本的な方針を定めています。

◎方針・規程の体系

Osaka Metroでは最上位の方針となる「企業理念」のほか、「企業理念」を実現するための行動をまとめた「行動指針」を策定していましたが、コンプライアンス意識の醸成、浸透を図るためのルールをまとめた「行動規範」も設けました。全てのお客さまに地下鉄・ニュートラムを安心・信頼してご利用いただくために、輸送の安全確保に関する規程として「綱領・一般原則」並びに「安全方針」を定め、その理念を確立することを、安全を確保するための基本的な方針としています。

企業理念
私たちは、最高の安全・安心を追求し、誠実さとチャレンジ精神をもって、大阪から元気を創り上げます。

Osaka Metro Groupは、交通を核とした生活まちづくり企業へ変革していきます。

行動指針

1. 私たちは、誇りと責任をもって、お客さまと地域の信頼に応えます。
2. 私たちは、自ら考え、実行し、結果にこだわります。
3. 私たちは、ニーズに先回りし、いち早く応えます。
4. 私たちは、日々、新しい発想をもって進化します。
5. 私たちは、互いを信頼・尊重し、共に成長します。
6. 私たちは、笑顔と楽しさを大切に、これらの行動を続けることで、お客さまに選ばれる存在になります。

約束
私たちが、不正やハラスメント等の不適切な行為が起らないようにするために、「偽らない」、「隠さない」、「他人のせいにしらない」、「他人を苦しめない」、「見て見ぬふりをしない」ことを約束します。

基本精神

1. 私たちは、法令や諸規則、社会規範等を正しく理解し、遵守します。
2. 私たちは、互いの人間性を尊重し、誠実・公正に業務を行います。
3. 私たちは、社会的責任と公共的義務を自覚し、信頼に繋がります。

綱領
安全の確保は、輸送の生命である。
規程の遵守は、安全の基礎である。
執務の厳正は、安全の要件である。

一般原則

1. 規程の携帯
従業員は、この規程及び諸規則の携帯に関する規定を常に遵守しなければならない。
2. 規程の理解
従業員は、この規程に関する規定を正しく理解し、遵守しなければならない。
3. 規定の遵守
従業員は、運輸の業務に関する規定を正しく理解し、遵守しなければならない。
4. 規定の徹底
従業員は、運輸又は業務業務の遂行に際しては、その規定に厳格に従うこととし、必要に応じて他の規定を優先して遵守しなければならない。
5. 業務の厳正
従業員は、作業に当たって業務上の義務を厳格に遵守し、行方不明や遅延、遅滞に起因する遅延等の発生を防止しなければならない。
6. 業務の遂行
従業員は、作業に当たって業務上の義務を厳格に遵守し、行方不明や遅延、遅滞に起因する遅延等の発生を防止しなければならない。
7. 運輸の厳正
従業員は、自己の作業に業務上の義務又は業務上の義務を厳格に遵守し、行方不明や遅延、遅滞に起因する遅延等の発生を防止しなければならない。
8. 業務の安全
従業員は、業務に当たって業務上の義務を厳格に遵守し、行方不明や遅延、遅滞に起因する遅延等の発生を防止しなければならない。
9. 業務の厳正
従業員は、業務に当たって業務上の義務を厳格に遵守し、行方不明や遅延、遅滞に起因する遅延等の発生を防止しなければならない。
10. 業務の厳正
従業員は、業務に当たって業務上の義務を厳格に遵守し、行方不明や遅延、遅滞に起因する遅延等の発生を防止しなければならない。
11. 業務の厳正
従業員は、業務に当たって業務上の義務を厳格に遵守し、行方不明や遅延、遅滞に起因する遅延等の発生を防止しなければならない。

安全方針

私たちが「安全はすべてに優先する」との強い決意を持ち、一丸となってお客さまに安心・信頼してご利用頂ける輸送サービスを提供します。

1. 法令及び規定を熟知し、遵守します。
2. 冷静に状況を判断し、最も安全と認められる行動をとります。
3. おく測に頼らず、確認の励行に努めます。
4. 情報の共有に努め、事故の未然防止に努めます。
5. 事故・災害の発生時には、お客さまの救護を最優先に行動します。
6. 常に業務の継続的な改善に努めます。

2018年4月 代執行副社長 河井英明

企業理念
会社の経営や活動に関する基本的な考え方、「価値観」、「会社の存在意義」を示したもの

行動指針
企業理念を実現するための具体的な考え方や行動を示したもの

行動規範
組織が守るべきルールをまとめたもので、コンプライアンス意識の醸成、浸透を図るもの

綱領・一般原則
鉄道事業に従事する者が常に心にとどめて忘れてはならない「規範」を示したもの

安全方針
安全を確保していくための「社員の安全行動の指針」を示したもの

綱領

- ・安全の確保は、輸送の生命である。
- ・規程の遵守は、安全の基礎である。
- ・執務の厳正は、安全の要件である。

一般原則

- 1 規程の携帯
- 2 規定の理解
- 3 規定の遵守
- 4 作業の確実
- 5 連絡の徹底
- 6 確認の励行
- 7 運転状況の熟知
- 8 設備の安全
- 9 時計の整正
- 10 事故の防止
- 11 事故の処置

安全方針

私たちは「安全はすべてに優先する」との強い決意を持ち、一丸となってお客さまに安心・信頼してご利用頂ける輸送サービスを提供します。

- 1 法令及び規定を熟知し、遵守します。
- 2 冷静に状況を判断し、最も安全と認められる行動をとります。
- 3 おく測に頼らず、確認の励行に努めます。
- 4 情報の共有に努め、事故の未然防止に努めます。
- 5 事故・災害の発生時には、お客さまの救護を最優先に行動します。
- 6 常に業務の継続的な改善に努めます。